



基労補発第0729001号
平成20年7月29日

社団法人 日本鍼灸師会会长 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成20年8月1日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について格別のご配意をよろしくお願ひいたします。